

## 入居申込に関する注意事項

平成27年4月1日より原則、特別養護老人ホームへの新規入居は要介護度3以上と限定されます。ただし、要介護度1、要介護度2であっても「やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入居することが可能になります。

入居希望者（入居される方）の状態が変化した場合、必ず施設にご連絡ください。特に要介護1もしくは要介護2の方が要介護3になった場合、入居順位の大幅な変更がありますのでご注意ください。

### 【要介護1、2の特例的な入居が認められる場合】

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。